

えいただけますでしょうか。

○辺見政府参考人 生活保護につきましては、必要な方に確実かつ速やかに保護を実施するということが重要でございます。このため、緊急事態宣言が発出されるという状況におきまして、四月七日には、生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項につきまして、福祉事務所に対し事務連絡を発出したところでございます。

また、五月の事務連絡についてもお尋ねがございました。五月八日の事務連絡につきましては、今申し上げました四月七日付の事務連絡の趣旨が徹底されていない事例があるとの指摘があつたことを踏まえまして、申請権を侵害することなく適切に対応することを改めて依頼するとともに、各福祉事務所の指導監査の権限を持つ都道府県において、不適切な対応を把握した場合には指導することを依頼したものでございます。

○清水委員 今お答えいただいたところでありますと、新型コロナ禍で、よもや自分がという方が思われるような、疑われるような行為も慎むことを行ひ詰まり、生活保護の申請をせざるを得ないという状況にある。そういった場合に、保護の申請権が侵害されないこと、また侵害していると思われるような、疑われるような行為も厳に慎むべきである、などということがこの四月七日の事務連絡に書かれております。重要なことは、五月八日には再度、そうしたことでも現場では見受けられるので、再度対応を徹底し、そうしたことがあれば指導するようについて出されたものだというふうに今お答えがございました。

それで、NPO法人のしんぐるまさあづ・ふおりらむ、この赤石理事長のお話によりますと、新型コロナウイルス感染拡大のもとで相談が急増しているということなんですね。三月以降、仕事に行けないという人が多く、収入が激減し、食べるものにも事欠くという状況だと。この団体が、実はこうした方々にお米やお米券をお届けしたそうなんですね。大変喜ばれました。そうした方からこのような返答があつたというんですね。雑炊でなくてお米が食べられていいねとか、ある

いは、この間は川岸で野草をとつて食べていただけます。本当に重要なことですから、非常に深刻に寄せられたということですから、非常に深刻だと思います。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

うことを、厚生労働省の橋本副大臣に御答弁いたしました。ただ、これまで急激に暮らしが悪化した一人親家庭で、深刻だと思うんですね。一時的に今生活保護を申請したいという際に、從来と比べても速やかに対応していただくということの趣旨であるといふことを、厚生労働省の橋本副大臣に御答弁いたさたいと思います。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

四月七日の通達、それから五月八日の通知、それぞれ出しておりまして、趣旨はもう御説明をいたいた、あるいは答弁をしたとおりでございました。

やはり、今回の新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、経済に、あるいは個々の方々の暮らしに大変な影響が出ているということは大変我々も重く受けとめているところでございまして、その中で、きちんと法律上認められた保護の申請権を侵害をしない、あるいは侵害をしていると疑われるような行為も厳に慎むべきである、また、その相談の中において、やはり感染症の拡大という局面にありますから、いたずらに長くいるいるなことを聞くというよりも、必要なことを聞くく、お伺いをしてきちんと決定をする、そうしたことに取り組んでほしい、こういうことで通達を出させていただきました。

引き続き、そうした申請に対しましてきちんと対応していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

離婚した女性、一人親家庭の場合、申請のときには扶養届出書というのが例えば元配偶者だとかもあるのは親族に発送される、そのことで居どころが知られるのではないかとか、あるいは自分が保護を受けるということについてステイクマを感じているとか、そうした方々が申請をためらうとい

うケースもあると思うんですね。今、橋本副大臣からは、こういった状況のもとですか、できるだけ迅速に、そして聞き取り内容も簡便にといふことをいたしましたので、そうしたことがあると

いうこともぜひお知りおきいたいで、今言つた、ためらわなければならぬ要因等についても今後検討していただきたい、柔軟に対応していただきたいと思います。

それで、ちょっと確認だけしておきたいんですけれども、例えば、今、雇用が失われるとか、派遣切りとかいうこともあります。それで、もともと被保護者の親のために、仕事を失った、あるいは首を切られた、そういう御子息が実家に戻る、その際、世帯として保護を申請をされることが多いですが、その後つてきた息子さんが自動車を保有しているということで、窓口で自動車の処分を申請の条件にされたという事例を私は伺つております。

まとめて答えていただいたらいいんですけども、今、本当に、飲食店の方々、あるいはカラオケですよね、三密を避けるために閑古鳥、あるいは休業要請で売上げがゼロ、こうした方が一時的に生活保護を申し込む場合ですよね。しかし、いずれ解除され、また営業が再開できるという見通しになれば営業を続けたい、こういう方々の店舗とかあるいはカラオケ機器とか、こうしたものについてやはり処分の対象になるのかという問合せも寄せられておりますので、この事務連絡の内容に沿つて、対応について説明いただければありがたいのですが、厚労省、いかがでしょうか。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

感染状況に応じて緊急事態宣言が解除を既にされている地域もございます。まあ、ちょっと、あすどうなるかということはまだあしたになつてみないとわかりませんが、こうした地域におきましても、引き続き感染防止の取組が必要でござります。直ちに、宣言が解除されたからといって、その経済活動あるいは雇用などの状況がもとに戻るという話でもないんだろうというふうに思つております。

現下の状況におきまして、緊急事態宣言が終了した後も状況に応じて弾力的な運用を行うことが必要と考へておりますので、これは、四月七日の事務連絡につきまして先ほど御指摘いたしました

けれども、その後に、なおということで、その他の区域及び期間においても、組織的な判断のもと、同様に取り扱つていただきても差し支えありませんといふことで、弾力的な運用について、解除されたからといって直ちにやめなさいというこ

いるところでございます。

こうしたことにつきまして、四月七日に発出いたしました事務連絡においては、現下の状況において一時的な収入減少により保護が必要となる方について、今般の事態の収束後、スマートに就労再開できるように、通勤用自動車ですか自営業に必要な資産の保有を柔軟に取り扱うよう改めて周知しているところでございます。

○清水委員 ザひお願いしたいと思います。

四月七日の事務連絡では、緊急事態措置区域内における緊急事態措置期間の生活保護業務の取扱いについて、都道府県に要請しているわけです。報道について、都道府県に要請しているわけで、報道によりますと、あす以降、大阪、兵庫、京都については宣言解除の調整に入つたというふうにも伺つております。仮に緊急事態宣言が解除されたとしても、引き続きコロナの影響を受けてしまう業種の方、いらっしゃると思うんですね。やはり周知しているところでございます。

○清水委員 ザひお願いしたいと思います。

とではなくて、きちんと組織的な判断のもとで続けるということも差し支えない」と示しております。

ます。
ただ、こういったものをお持ちでないような
ケースなどということでもござりますので、そのほかに

まず、熊本市の取組を知っているかといふことですが、事務方から聞いております。

た。 いては、ホームレスの方々への給付金の周知とそれを支援するためなどいろいろふうに説明を受けまし

やはり、先ほど答弁申し上げましたが、生活保護の申請があえている、あるいはお話をあります

たようなことをもつたかと思いますが、引き続ききちんと感染防止に留意しつつ、速やかな保護決定が行われる、必要な方に保護決定が行われるようになつかり取り組んでまいりたい、このように考えております。

○清水委員 生活保護は、本当に、権利であり、最後のセーフティーネットといふことであつります。その役割を十分に果たしていただきたいといふ

うこともお願いしておきたいと思います。
橋本岳副大臣と厚労省への質問は以上でござい

○清水委員長 次に、十万円の特別定額給付金についてお質問です。

○山口委員長 どうぞ御退席ください。

ますので、御退席いただいても構いません。

いて質問します。
生活保護を受給している方からは、この給付金
が収入認定されずに、大歓迎されています。

自分たちがもらえるとは思わなかつたということとで、大変喜ばれているんですね。同時に、申請する際の本人確認をどうするのか、この書類について

ての相談も多数寄せられているところでございま
す。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。
特別定額給付金を申請する際に何を提示すればいいのか、教えていただけますか。

特別定額給付金の申請手続におきましては、成り済まし防止等の観点から、郵送申請の場合に、本人確認書類の写しを申請書に添付をしていただき

が地方団体の方にお示しをしております特別定額給付金給付事業実施要領におきましては、マイナバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写しなどを例示しているところでござい
て郵送いただくことになります。

ます。
ただ、こういったものをお持ちでないようなら
ケースということでございますので、そのほかに
も、住民票の写しなどの交付の請求の際に求めら
れる本人確認の方法の例によりまして、具体的に
は、生活保護受給者の方につきましては生活保護
受給者証によるということも可能ございます。
○清水委員 ちょっともう一点確認したいんです。
けれども、大阪府のある自治体では、例えば住民
票の写しを取り寄せる場合、生活保護受給者証
場合は、それ以外にもう一点自分を証明するもの
をということで二点求めている場合もあるんですね
が、今のお答えでございますと、生活保護受給者証
一点あれば足りるという、そのことで本人確認と
して差し支えがないということによろしいでしょうか。
そういう趣旨だと思うんですが。
○森政府参考人 本人確認につきましては、これ
は一応、最終的には市町村長が本人だということ
で適当と認めるということころでございますので、
一点ということことでその部分が確認できるという
ことでございましたら、それで大丈夫かと存じま
す。
○清水委員 生活保護受給者の方の中には申請書
の書き方がわからないという方もおられます。自
治体では、生活保護受給者の方の口座番号につい
ては把握されておられますので、例えば、熊本市
というところなんですが、ここは職員の方が生活
保護受給者の方に申請の意思を確認し、保護費の
振り込み口座にそのまま入金するという方法を
とっているんです。
これについて斎藤総務大臣政務官に質問したい
んですが、そのことを御存じかどうかということ
と、全国の自治体も給付金の手続に非常に忙殺さ
れてるわけでありますから、現場の事務手続を
省略し、仕事量を減らすということにもなると思
うんですよ。こういう取組が広がることに差し
支えはないのかということについて御答弁いただ
けるでしょうか。

まず、熊本市の取組を知っているかということですが、事務方から聞いております。熊本市の取組につきましては、事務処理の簡素化、おっしゃるとおりの御趣旨で、生活保護受給世帯に対しまして、生活保護世帯構成と住民基本台帳上の世帯構成が同一であって、かつ保護費の振り込み口座の名義人と給付金申請者が同一の場合は、ケースワーカーによる電話での申請の意思確認によりまして申請が行われたものとする特例的な取扱いをしようとしているものと承知をしております。

申請の意思確認に際しましては、日ごろから定期的な連絡を行っております担当ケースワーカーが行うことによりまして、本人であることを確認の上、誤認等がないよう努めているということになりますが、ケースワーカーへの特別定額給付金の申請手続の委任が行われているわけでもございませんし、また、電話の聞き取りのみでは御本人の御意思が明確に記録として残らないという問題もございます。ですので、別途、申請書に署名又は記名、押印をいただくことによりまして本

の意思を残していくだけことが必要であると考えまして、その旨、熊本市にお伝えをしたところであります。

○清水委員 そうした取組が、本人確認さえできれば、こうしたことが広がるということについて、差し支えないということだと思います。

す。確かに本人確認というのは必要ですから、それをした上で、こうした簡便な手続については応げていただきたいと思いますし、先ほど、本人確認

認の書類についても、やはり自治体間だけではなく、当事者の方々に周知していくことについても要望しておきたいと思います。

最後に、この問題で、いわゆるホームレスと呼ばれる路上生活者の方々への特別給付金の周知に関して質問したいと思います。

いては、ホームレスの方々への給付金の周知とそれを支援するためだというふうに説明を受けました。また、特別給付金の事業概要を見ると、ことしの四月二十七日までに住民登録をされている方といふうに規定されているわけですが、これも総務省に確認しますと、今住民登録がない方でも、住民登録をしていただいたら、四月二十八日以降であっても特別定額給付金の対象となるということについても確認をさせていただいたところでございます。

その上でお伺いしたいというふうに思つんです。

大阪の野宿者の支援団体からは、住民票がなくとも給付金を支給してほしいという希望が出されています。決まった住所を持たず日雇労働で働く人たちが、新型コロナの影響で仕事がなくなっています。こうした方々が、例えば、支援センターであるとかボランティア団体の住所を住所として登録した場合、定額給付金を支給するということを自治体が判断しても構わないということでしょうか。

○斎藤大臣政務官　お答えいたします。

四月二十八日付の事務連絡におきまして、ホームレスの方で、基準日であります四月二十七日で、住民登録がない方であっても、現に居住している市区町村におきまして住民登録の手続を行い住民登録がなされることにつきまして、ホームレス等の方々に対しましてしっかりとした周知をすることをお願いいたしました。この事務連絡の趣旨にのつとりまして対応してまいりたいと考えております。

○清水委員　住民登録するにも、例えば自治体が住民登録させてくれないという場合もあると思うんですよ。この事務連絡を見ましら、市町村の手続をして、ホームレス等の方々に対しましてしっかりとした周知をすることをお願いいたしました。この事務連絡の趣旨にのつとりまして対応してまいりたいと考えております。

せん。また、自立支援センターに実際に住んでいるという要件がなければ、これは市町村に対しても住民登録してもらえないんですね。そういう点では、住民票がとれない、住民登録ができないという路上生活者の方々をどう特別定額給付金からこぼれ落ちないように支えていくのか、支援していくのかということが今喫緊の課題だというふうに思うんですね。

先ほど、私、質疑を聞いていまして、住民票がないても地方選挙に出られるという答弁がありまして、だつたら、住民票がなくても本人確認さえすれば、あるいは二重支払いを防止するという手法さえあれば、こうした路上生活者の方々にも、やはり国民一致団結しようとやっている、そういう意味合いでの特別定額給付金ですから、これが給付できるという方法をぜひ検討していただきたいんですが、政務官、いかがでしょうか。

○山口委員長 もう時間が過ぎていますので、簡潔にお願いします。

○斎藤大臣政務官 先ほどお話ししました事務連絡の趣旨は、市区町村が自立支援センターやホームレス支援団体とも連携をしてホームレスの支援を行っていただきたいということです。現に居住している市区町村と認めていただけるように必要な支援が行われるよう、総務省としても取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

きょうは冒頭、地方創生臨時交付金について質問したいと思います。

補正予算で一兆円が確保されまして、自治体に幅広く分配されたわけですが、まず冒頭、分配されるに当たっての計算根拠、どのような計算に基づいて分配されたか、これをお聞かせいただけますか。

付金につきましては、補正予算成立後、直ちに、

制度内容や交付限度額につきまして各自治体に周知したところでございます。

今回の第一次の交付限度額の算定方法につきましては、今回の配分は一兆円のうち地方単独事業

分として約七千億円を配分したものでございまして、感染防止対策については、都道府県が担う役割を踏まえて都道府県と市町村の割合を一対一で配分し、人口、新型コロナウイルスの感染状況、財政力等を加味して、個々の自治体に対する交付限度額を決定したものでございます。

なお、国庫補助事業の地方負担分等に相当する交付限度額につきましては、各府省の執行状況を踏まえまして、今後、別途通知することとしているところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

レクのときにも計算根拠はいろいろ細かく教えていただいたんですけど、割と幅広く全ての自治体を対象としてばらまくと。これは

一回目としては、私は全否定するものではなくて、スピードの観点から何らかの形で決めないといけないので、いいかと思うんですが、やはり第

二弾、今、第二次補正予算でも検討されておりまして、ちょっとと考えていただきたいのは、傾斜配分をもう少しきつくして、特に都心部、特にいわゆるコロナの影響が長期化したり、又は感染のリスクが非常に高い、たくさん対応を打たないといけない、補償も上増ししないといけないというところにやはり傾斜配分をきつく、特に都心部にしたいだきたいためがあります。

第二次補正予算における本臨時交付金の取扱いにつきましては、先ほど委員御指摘の都道府県と市町村の配分割合を含めて、今後、地域の声や実情をしつかり見きわめながら、その扱いを検討していきたいと考えているところであります。

○藤田委員 それぞれ、私も、地元だったり、大阪選出なんですが、大阪の状況なんかを特に注視しているわけなんですけれども、大阪は感染拡大のリスクが非常に高い地域でもありますから、市町村の

ファで例えば二十万円なり三十万円なり事業者に対して協力金をお支払いするというところが結構大きいところ、人口規模の特に小さいところなんかは、その追加を打てないとなると、どうしても隣接しているところでいうと不満が結構出てくるわけです。

そういう意味で、そもそも、緊急事態宣言の発令によって都道府県知事に自粛要請だったり、それは今のそもそも枠組みになってしまっておりまして、そこから更に再分配するというやり方もありますから、もう少し都道府県に比重を置いて、そういうメッセージを放つ権限が移行されて、そこでいろいろな対策をそれにあわせて打っていくというものが今のそもそも枠組みになってしまって、そこから更に再分配するというやり方もありますから、もう少し都道府県に比重を置いて、そして、そこから更に再分配するというやり方もあります

で、そこから更に再分配するというやり方もありますから、もう少し都道府県に比重を置いて、そして、そこから更に再分配するというやり方もあります

で、そこから更に再分配するというやり方もありますから、もう少し都道府県に比重を置いて、そして、そこから更に再分配するというやり方もあります